

# 訴 状

2023年（令和5年）6月22日

仙台地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	畠	山	裕	太
同	石	上	雄	介
同	千	葉	展	浩 外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

政務活動費返還履行請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価格 50万9784円

貼用印紙額 6000円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、訴外自由民主党・県民会議（代表者外崎浩子）に対し、金50万9784円並びに、うち金39万9088円に対する平成30年6月20日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち1万9440円に対する令和元年6月6日から支払済みまで年3分の割合による金員、うち1万0656円に対する令和2年1月24日から支払済みまで年3分の割合による金員、うち1万9360円に対する令和2年5月30日から支払済みまで年3分の割合による金員、うち1万6064円に対する令和3年6月4日から支払済みまで年3分の割合による金員、うち4万5176円に対する令和4年6月1日から支払

済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第1 本件の概要

訴外自由民主党・県民会議（以下「県民会議」という。）は、平成29年6月から令和4年2月までの間、世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）の関連団体の活動に出席するための交通費等として合計50万9784円を支払い、その全額について政務活動費から充当した。

このように政務活動費から充当することは、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）2条1項及び宮城県議会の政務活動費の手引（以下「手引」という。）に違反することから、県民会議は違法に政務活動費から充当したものとして不当利得返還義務を負うのであり、宮城県に生じた損害を填補すべく、請求の趣旨記載の判決を求めるものである。

### 第2 当事者等

- 1 原告は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、当該不正、不当な行為の是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき団体である。
- 2 被告は、宮城県知事であり、「執行機関」（地方自治法242条の2第1項4号）にあたるが、県民会議に対して、旧統一教会の関連団体の活動に出席するための交通費等の返還請求等を違法に怠っている。
- 3 県民会議は、本訴提起時宮城県議会議員34名が所属する宮城県議会の会派である。

柏佑賢議員（以下「柏議員」という。）、庄田圭佑議員（以下「庄田議員」と

いう。)、高橋伸二議員(以下「高橋議員」という。)、佐々木喜藏議員(以下「佐々木議員」という。))及び石川光次郎議員(以下「石川議員」という。))は、宮城県議会議員であり、県民会議に所属している。

- 4 旧統一教会は、昭和29年に文鮮明によって創設された新興宗教及びその宗教団体である。靈感商法や多額の献金の強要等で社会的に問題となっており、令和4年8月以降、法務省は「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を数度にわたり開催している。

なお、旧統一教会の関連団体については、「旧統一教会関連団体リスト」(甲1号証資料1)記載のとおりである。

### 第3 旧統一教会の関連団体の活動等のための支出

柏議員は令和2年7月から令和4年2月までの間、庄田議員は平成29年6月から令和3年12月までの間、高橋議員は平成29年6月から令和3年6月までの間、佐々木議員は平成29年6月から令和4年2月までの間、石川議員は平成29年6月から令和3年6月までの間、旧統一教会の関連団体の活動等のために、別紙「支出一覧表」記載の金額を政務活動費から支出した。

別紙「支出一覧表」のNo.56のように、個々の報告だけでは旧統一教会の関連団体の活動のための支出であることが明確でないものがあるが、No.6やNo.36等の他の報告と照らし合わせると、同日に同所で旧統一教会の関連団体と接触していたことが明らかとなるものがある。別紙「支出一覧表」内における、一見して旧統一教会の関連団体の活動に出席するための支出とは判然としないものについても、同団体の活動に出席するための支出であると考えられる。

柏議員は合計1万2384円、庄田議員は合計16万0428円、高橋議員は合計14万5062円、佐々木議員は合計14万8708円、石川議員は合計4万3202円を政務活動費から支出しており、当該支出金額の総計は50万9784円(平成29年度分につき金39万9088円、平成30年度分に

つき1万9440円、令和元年度の4月分から11月分までにつき1万0656円、令和元年度の12月分から3月分までにつき1万9360円、令和2年度分につき1万6064円、令和3年度分につき4万5176円)に及ぶ。

#### 第4 政務活動費の使途に関する規制の概要と違法性の判断基準

##### 1 規制の概要

(1) 政務活動費とは、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し」交付される公金であり（地方自治法100条14項）、「その使途の透明性の確保」が求められている（同条16項、本件条例11条）。

宮城県においては、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないものとされている（本件条例16条1項）。

(2) 政務活動費の目的は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を尊重し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図ること」にある（本件条例2条1項、手引1頁）。本件請求の対象である「調査研究費」の支出とは、「会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に関する経費」と定められ（本件条例別表）、交通費もこれに含まれている（手引5頁）。

##### 2 違法性の判断基準

上記のとおり政務活動費の財源が住民の税負担に依拠するものであり、その使途の透明性の確保が強く要請されることをも踏まえると、政務活動費の支出の客観的な目的や性質に照らして、当該支出と議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性がない場合には、当該政務活動費の支出は違

法となるというべきである。

## 第5 県民会議は違法に政務活動費を充当したこと

### 1 旧統一教会の関連団体の活動は県政との関連性がないこと

(1) 岸田文雄首相は、令和4年8月31日、旧統一教会と自民党所属議員の関係について、「団体との関係を断つことを基本方針とし、所属議員に徹底する。」と述べ、同年10月5日には、「旧統一教会と関係を持たないことを徹底するため、地方議員も含めて対応を徹底する。」と明言した。

また、文部科学省は、令和4年11月22日以降、旧統一教会について、宗教法人に対する解散命令に該当する事由が疑われると認め、既に6回にわたって報告・質問権（宗教法人法78条の2第1項3号）を行使している。すなわち、文部科学省は、旧統一教会について、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」（宗教法人法81条1項1号）、「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと」（同項2号）を疑うに足る事情が存在すると判断している。

さらに、全国霊感商法対策弁護士連絡会によれば、旧統一教会の献金勧誘行為等については、少なくとも28件の民事訴訟において違法性が認められており（甲1号証資料3）、その中には、組織的不法行為を認定して不法行為責任（民法709条）を認めたものも存在する。

以上のように、国会、内閣、裁判所の各機関において、旧統一教会は社会的相当性を欠く団体であると認識しているのであり、旧統一教会の関連団体の活動が県政や住民の福祉に資するとは考えがたい。

(2) そして、原告が問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性があるのか極めて疑わしいものである。

一見して、別紙支出一覧表記載の「PEACE ROADコンサート開会

式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェイ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは考えられない。

## 2 各議員の説明内容が不明瞭であること

- (1) 別紙「支出一覧表」記載のとおり、旧統一教会の関連団体の活動のために政務活動費を支出した議員の中には、「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等との間で、世界平和やアジア平和等に関する意見交換や講演拝聴を行い、そのための支出を政務活動費から充当している者がいる。
- (2) しかし、別紙「支出一覧表」記載のとおり、議員の説明は抽象的であるか、調査内容と調査結果の因果関係が不明瞭なものに終始しており、上記の意見交換や講演拝聴が県政といかに関連しているのか不明である。

## 3 小括

以上のとおり、旧統一教会の関連団体の活動は県政との関連性がそもそもないと考えられること、各議員は政務活動の内容の説明が不明瞭であることから、別紙「支出一覧表」記載の活動に関連した支出に政務活動費を充当することは議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性がないというほかなく、本県条例2条1項及び手引に違反し、違法である。

したがって、県民会議は、法律上の原因なく支給された公金相当額を利得しており、宮城県に対して、当該公金相当額の不当利得返還義務を負う（民法703条）。

また、別紙「支出一覧表」記載の活動が県政との関連性を有しないことは明らかであり、少なくとも容易に明らかになるから、県民会議には上記利得につき悪意または重過失が認められ、上記利得発生日から、上記利得に利息を付してこれを返還すべき義務を負う（民法703条、704条）。

にもかかわらず、被告は、県民会議に対して上記利得に係る金員の返還請求等の必要な措置を怠っている。

## 第6 監査請求の前置及び監査結果

- 1 原告は、宮城県監査委員に対し、令和5年3月24日付で本件に係る監査請求を行った（甲1号証）。
- 2 これに対して、宮城県監査委員は、上記監査請求を棄却する判断をし、同監査結果は令和5年5月22日に原告に通知された（甲2号証）。しかし、上記監査結果記載の議員の説明内容は、いずれも抽象的であり、県政との関連性が認められるものではなく、同監査結果は極めて不合理なものであった。

## 第7 結語

よって、原告は、被告に対して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める。

以上

## 証 拠 方 法

- |       |         |
|-------|---------|
| 甲第1号証 | 住民監査請求書 |
| 甲第2号証 | 監査結果    |

## 附 属 書 類

- |   |            |     |
|---|------------|-----|
| 1 | 訴状副本       | 1通  |
| 2 | 証拠説明書      | 2通  |
| 3 | 甲号証の写し     | 各2通 |
| 4 | 訴訟委任状      | 1通  |
| 5 | 資格証明書（議事録） | 1通  |
| 6 | 会則         | 1通  |

(別紙)

当 事 者 目 録

〒980-0021 仙台市青葉区中央4丁目3-28朝市ビル4階

原 告 仙台市民オンブズマン  
代 表 者 畠 山 裕 太

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目11-12

プレジデント一番町210 (送達場所)

TEL 022-722-9551

FAX 022-722-9552

原告訴訟代理人 弁護士 高 橋 輝 雄  
同 弁護士 千 葉 展 浩 ( 担 当 )

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目11-12

プレジデント一番町402

同 弁護士 小 野 寺 信 一  
原告代表者兼原告訴訟代理人 弁護士 畠 山 裕 太

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目5-22

GC青葉通りプラザ6A

原告訴訟代理人 弁護士 石 上 雄 介

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1丁目11-16

朝日プラザ一番町1106

同 弁護士 松 澤 陽 明



〒980-0812 仙台市青葉区片平1丁目1-11

カタヒラビル2階

同 弁護士 齋 藤 拓 生

同 弁護士 齋 藤 耕 平

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目11-12

プレジデント一番町306

同 弁護士 十 河 弘

同 弁護士 渡 部 雄 介

同 弁護士 山 下 将

〒980-0803 仙台市青葉区国分町1丁目3-20

肴町ビル2階

同 弁護士 原 田 憲

同 弁護士 宇 部 雄 介

同 弁護士 栄 田 国 良

同 弁護士 佐 藤 哲

〒980-0812 仙台市青葉区片平1丁目2-38

チサンマンション青葉通り605

同 弁護士 千 葉 晃 平

同 弁護士 宮 腰 英 洋

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

被 告 宮城県知事 村 井 嘉 浩